

2016年7月14日

支援者の皆様 各位

原告情報公開市民センター
理事長 新海 聡
(連絡先：0564-83-6151)

秘密保護法情報公開訴訟通信（20）

～7月6日の高裁第3回弁論のご報告～

- 1 7月6日に名古屋高裁1001法廷で開催された、名古屋高裁民事1部での第3回弁論の状況を報告します。
- 2 裁判長が交代しました。相手方が準備書面（2）を提出しました。当方もこれに対する準備書面（2）を提出しました。それぞれの書面について説明します。
- 3 相手方の準備書面は前任の裁判長からの、①情報公開法5条3号に該当するような情報であるのに、どうして機密性の指定等が一部を除きされていないか、②上記3号に該当するのであれば、本件不開示部分が一部を除き、当初3号に該当しないとされた理由、について具体的に証拠を示して反論するように、という釈明に対する回答でした。

これについて相手方は準備書面（2）を提出したわけですが、特に目新しい証拠を提出したわけでもなく、統一基準を一冊丸ごと提出したほかは、変更開示決定で開示された文書を証拠として提出しただけでした。また、主張としても、各文書に、機密性1と書かれていないから、機密性1の格付けをしたとは言えない、という形式論とか、統一基準の目的と情報公開とは目的が異なる、とか、行政機関や担当者によって統一基準に関する認知や理解の度合いに温度差があった、といったもので、前任の裁判長の釈明に対して、正面から回答したものと言えるかは疑問でした。一方、我々にとっては、相手方のこの書面中に注目すべき主張がありました。それは、「公表しようとする情報に対する格付けの適正さを再度検討し、必要に応じて格付けの変更等を行」う、との記述です。これを前提とすれば、内閣情報官は情報公開法での開示処分の判断の際に格付けを再検討したことになるばかりか、両者の目的が異なるとしても、情報の開示にあたって機密性の格付けも当然、意識すべきことになるからです。

- 4 そこで、当方の準備書面（2）では、相手方の主張のこの部分を指摘し、一部不開示の判断をした内閣情報官が格付けについて判断した以上、目的が異なる、などとは言えない筈だ、という主張をし、役所毎の判断の違い、という主張についても、外務省や防衛省がセキュリティについて甘い、という主張であって、そのような主張の根拠はない、という反論をしました。
- 5 驚いたのは、当方の主張に対して反論をするか否かを裁判官が国に尋ねたことに対して、

相手方国側は「反論はありません」と述べた点です。これに対して裁判長も意外だったようで、反論をするよう、求めます、という再々度の釈明を国に対して行いました。

この釈明がどのような意味を持つのか。当方に有利にも不利にも、さまざまな憶測は可能ですが、ここは裁判所が慎重に判断したいと考えたいと思います。

- 6 次回は9月16日（金）午前10時～ですが、相手方国は9月5日までに書面を提出することになりました。当方はこれを見て、次回の弁論での態度を決定しようと思います。ご支援よろしくお願い致します。

クライマックスまで、梅雨明けの名古屋並みに熱いぜ！

（了）